

## 公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、令和元年 7 月 2 日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和 3 年 3 月 31 日付けで山形県知事から通知があった。

令和 3 年 5 月 11 日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎  
 山形県監査委員 星 川 純 一  
 山形県監査委員 松 田 義 彦  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

所 管 課 (対象施設等)	監 査 結 果	措 置 の 内 容
中小企業振興課 (山形県産業創造支援センター)	<p>(備品現品と備品台帳の確実な照合確認の実施及び報告について)</p> <p>県は毎年備品現品と備品台帳の照合確認を実施し、遊休物品の有無等を報告している。平成 29 年度も照合確認を実施し、遊休備品はない旨報告しているが、現地調査時点で使用されておらず、今後も使用が見込まれない備品が存在していた。</p> <p>県は、指定管理者が管理する県有備品についても備品台帳と確実に照合確認を行い、使用状況等についても指定管理者に確認の上実態を報告する必要がある。</p>	<p>令和元年度の照合確認の際に、県と指定管理者と確認の上、今後使用する予定のない物品については、遊休物品として報告した。施設で遊休物品として保管することとする。</p> <p>今後も、県は、指定管理者が管理する県有備品についても備品台帳と確実に照合確認を行い、使用状況等についても指定管理者に確認の上実態を報告していく。</p>
観光立県推進課 (山形県国民宿舎竜山荘)	<p>(県有備品への備品標示票の貼付について)</p> <p>現地調査時に、備品標示票の貼付されていない県有備品が存在した。</p> <p>県は、備品標示票の貼付されていない県有備品について、備品の所有権を明確にし、定期的実施する備品台帳との照合確認を容易に行うことができるようにするため、山形県財務規則第 155 条の規定に従い、所定の備品標示票を貼付すべきである。</p>	<p>令和 2 年度の現地調査の際に、山形県財務規則第 155 条の規定に従い、県と指定管理者とで所定の備品標示票を貼付する作業を実施した。</p> <p>今後は県担当者による毎年一度の現地調査の際に、備品標示票の貼付されていない県有備品の有無を確認し、不備があるものは県で速やかに所定の備品標示票を貼付する等の対応をすることとする。</p>
観光立県推進課 (山形県国民宿舎)	<p>(指定管理者作成の収支決算書の適正性の確保及び経理状況の報告への)</p>	<p>令和 2 年度の現地調査の際に、県担当者が月ごとの会計資料を確認</p>

<p>舎竜山荘)</p>	<p>速やかな対応について)</p> <p>県は、指定管理者に事業報告書中の収支決算書の内容について、現地調査の実施や必要に応じて証拠書類(残高試算表・総勘定元帳等)の提出を求め、確認することにより、その適正性を確保することが求められる。</p> <p>また、指定管理者がいつ県から報告を求められても常に経理状況を明らかにできるように、証拠書類の保管を含め、適切な指導を行うことが必要である。</p>	<p>し、事業報告書中の収支決算書の内容について適正であることを確認している。</p> <p>今後も、指定管理者に対して、月ごとの会計資料の保管を求め、県担当者が毎年一度の現地調査の際に月ごとの会計資料により収支決算書の内容の適正性を確認していく。</p>
<p>観光立県推進課 (山形県国民宿舎竜山荘)</p>	<p>(指定管理業務に係る現金管理について)</p> <p>会計システムへの伝票入力については、業務運営の効率性を考えれば、数日に1度まとめて伝票入力作業を行うということもやむを得ないと考えられるが、少なくとも現金の出納記録については、入出金の都度行うべきであり、会計システムの年度更新という都合上、伝票入力ができないということであれば、手書きの現金出納帳の記入等で、入出金記録の漏れを防止することが求められる。</p> <p>県は、指定管理業務に係る現金管理について、現金の実際有高と照合すべき帳簿残高を把握できるようにするため、適時適切な入出金記録を行うよう指導することが必要である。</p>	<p>県が指定管理者に対し、適時適切な入出金記録の作成について指導した結果、指定管理者が税理士と相談し、入出金記録のフォーマットを作成し対応した。</p> <p>今後も引き続き、県は指定管理者に対し、適時適切な入出金記録を行うよう指導していく。</p>
<p>都市計画課 (最上中央公園)</p>	<p>(備品現品と備品台帳の確実な照合確認の実施及び報告について)</p> <p>県は毎年備品現品と備品台帳の照合確認を実施し、遊休物品の有無等を報告している。平成29年度も照合確認を実施し、遊休備品はない旨報告しているが、現地調査時点で使用されておらず、今後も使用が見込まれない備品が存在していた。</p> <p>県は、指定管理者が管理する県有備品についても備品台帳と確実に照合確認を行い、使用状況等についても指定管理者に確認の上実態を報告する必要がある。</p>	<p>令和元年度の照合確認の際に、県と指定管理者と確認の上、今後使用する予定のない物品については、遊休物品として報告した。遊休備品は、令和2年9月処分完了した。</p> <p>今後も、県は、指定管理者が管理する県有備品についても備品台帳と確実に照合確認を行い、使用状況等についても指定管理者に確認の上実態を報告していく。</p>

<p>都市計画課 (最上中央公園)</p>	<p>(県による事業報告書の確実な確認について)</p> <p>平成 29 年度の実業報告書の「利用料金収入実績、減免状況」に係る記載のうち、公園占有・行為料及び減免額の一部が減免伺書と一致していない。</p> <p>県は、事業報告書について、現地調査や証拠書類の提出等により確実に確認を行うとともに、正確な事業報告書の作成について指定管理者を指導する必要がある。</p>	<p>県は指定管理者に対し、年 4 回実施する事業執行状況確認時において、正確な事業報告書の作成について指導するとともに、現地調査や証拠書類等により事業報告書の確認を実施することとする。</p> <p>なお、令和 2 年度は、令和 2 年 7 月 15 日他 2 回実施した。</p>
---------------------------	--	--